

「第438回 判例・事例研究会」

テーマ：医療法人の社員による総会招集の可否

日 時	令和7年12月23日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 太田善大

【判例】

裁判例の表示	令和6年3月27日最高裁決定
事件の概要	医療法人である社員である原告らが、当該医療法人の理事長に対して社員総会の招集を請求したが、その後招集の手続が行われなかつたため、裁判所に対し、社員総会を招集することの許可を求めた事案。
争 点	医療法人の社員が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法人法）37条2項の類推適用により裁判所の許可を得て社員総会を招集することができるか否か。
判 旨 (抜 粋)	「一般法人法は、一般社団法人の適切な運営のために、37条1項において、一定の割合以上の議決権を有する社員が理事に対して社員総会の招集を請求することができる旨規定し、同条2項において、その請求の後遅滞なく招集の手續が行われない場合などには、当該社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる旨規定する。これに対し、医療法46条の3の2第4項は、医療法人の理事長は、一定の割合以上の社員から臨時社員総会の招集を請求された場合にはこれを招集しなければならない旨規定するが、同法は、理事長が当該請求に応じない場合に

	<p>について、一般法人法37条2項を準用しておらず、また、何ら規定を設けていない。</p> <p>このような医療法の規律は、社員総会を含む医療法人の機関に関する規定が平成18年法律第84号による改正をはじめとする数次の改正により整備され、その中では一般法人法の多くの規定が準用されることとなったにもかかわらず、変更されることがなかったものである。他方、医療法は、医療法人について、都道府県知事による監督（第6章第9節）を予定するなど、一般法人法にはない規律を設けて医療法人の責務を踏まえた適切な運営を図ることとしている。</p> <p>以上によれば、医療法人について、一般法人法37条2項は類推適用されないと解するのが相当である。そうすると、医療法人の社員が同項の類推適用により裁判所の許可を得て社員総会を招集することはできないというべきである。」</p>
コメント	<p>渡邊恵理子裁判官は補足意見として、次のように述べています。</p> <p>「私は法廷意見に賛成するものであるが、以下の点を敷衍して述べておきたい。</p> <p>法廷意見は、医療法人について一般法人法37条2項は類推適用されないとするものであるが、このことは、直ちに医療法人の社員において臨時社員総会の招集を図るために採り得る法的手段が存在しないことを結論付けるものではない。すなわち、以下のとおり、社員において訴訟手続により理事長に対して臨時社員総会の招集を命ずる旨の判決を得て臨時社員総会の招集を図ることができると考えられる。」</p> <p>以上の補足意見に照らすと、社員としては、理事長に対して臨時社員総会の招集を命ずる旨の訴訟を提起し、判決を得ることが、臨時社員総会の招集を実現する現実的な方策になると考えられます。</p>